

事務局長	係長	係

第8回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月3日（水）午前9時00分～午前10時00分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）
3. 出席者（10名）

委員 土井 泉章	農地利用最適化推進委員 堤 與四行
委員 亀川 一久	農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸
委員 武村 哲也	農地利用最適化推進委員 原 豊広
委員 福田 源吾	
委員 永尾 喜代子	
委員 牛島 幸雄	
委員 堤 忠雄	
4. 欠席者（0名）
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■	委員 ■番 ■■ ■■
-------------	-------------
 - 第2 【議案第11号】令和2年度農業経営基盤強化促進法（第9号）の諮問について
 【議案第12号】農地法第5条の規定による農地の転用について（1件）

その他

 - ・認定農業者の認定に係る意見聴取について
 - ・農地転用届出書（許可不要）について
6. 農業委員会事務局

事務局長	森 光昭
副課長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
主 事	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第8回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第11号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第11号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第11号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第11号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第11号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第9号)に係る農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第11号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第9号)に係る農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案の

とおりに決定いたしました。それでは続きまして、議案第12号農地法第5条の規定による農地の転用について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは4ページをご覧ください。共同住宅建設の案件であり、令和3年1月20日に申請があった分を説明いたします。

【以下、議案書に基づき議案第12号農地法第5条の規定による農地の転用についての内容を朗読及び説明】

別冊意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、大町町役場から概ね100mの位置にあり、300m圏内に存在し、土地改良事業も行われていないため、第3種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は大町町役場から概ね100m以内にあり、農業公共施設の対象となっていない農地のため第3種農地であることから、原則許可し得ると判断しています。【2.資力及び信用】については、総事業費■■■■千円に対し、自己資金と融資で対応する旨、通帳残高写しと融資証明書にて十分な資金確保を確認しており、適当と思われます。【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員及び事務局への説明の結果、遅滞なく供されることは確実であると思われます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当ありません。【6.農地以外の土地の利用見込み】について、土地の売買契約書の写しが添付されており、土地の一体的利用は確実であると思われます。【7.計画面積の妥当性】については、共同住宅■■㎡、駐車場■■台■■㎡、その他通路等■■㎡となっております。規模は適正であると思われます。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、事業地の南北は宅地、東西は道路となっており、隣接する農地はないため、支障はありません。【10.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11.法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、遺跡の範囲内であるが、教育委員会へ埋蔵文化財発掘調査届出がなされており、指示に従う旨確認済みです。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われます。

議長 ありがとうございます。ご意見等ございませんか。

■■委員 転用物の建設後、近隣住宅への日照等の支障はないのでしょうか。

事務局 あくまで農業委員会としましては、農地法に基づいた農地の転用申請の妥当性を審議する立場にあり、近隣住宅への日照等の問題につきましては、一般的に転用業者等より事前説明はなされているものと認識しております。

また、今回の転用申請にあたって、別途、町の企画政策課への開発行為の届け出を提出・受理されていることから、農地以外への影響は特段ないものと思われま。

議長 他にありませんか。

(意見・質問等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第12号農地法第5条の規定による農地の転用について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第12号農地法第5条の規定による農地の貸借について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、その他について、事務局よりお願いします。

事務局 【事務局より、認定農業者の認定に係る意見聴取について、および農地転用届出書（許可不要）について説明】

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(意見・質問等なし)

議長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 それでは、これをもちまして第8回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は3月3日（水）午前9時から開催します。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員